

金融的手法を活用した家計管理に影響する生活保護の設計

○ 愛知県立大学 氏名 野田博也 (6112)

キーワード：家計管理、基礎的金融、金融ケイパビリティ

1. 研究目的

貨幣経済の変容や情報技術の進展、リスクの個別化、社会保障の縮減といった社会情勢のなか、労働市場等を媒介とする所得・資産の獲得だけでなく、金融市場等を媒介とする所得・資産の効果的な運用による生活資源の調達が求められている。より具体的には、生活の経済的な安定が、決済方法の工夫や、保険、借入、預貯金等の金融（的的手法）の活用を含めた家計管理の自助努力に委ねられる側面が大きくなっていると言える。

日本の最低生活保障の基盤となる生活保護の制度設計は、その給付水準は当然のことながら、給付の使い方や資産形成等の運用の在り方も社会の「標準」と関係づけられ更新されてきた。預貯金や民間保険、借入等の基礎的金融や家計管理に関する取り決めは、事業の始まりから現在に至るまで争点のひとつであった。近年では、厚生労働省の審議会にて被保護者の家計管理が議論され、中長期的な視野に立った家計管理の必要性も指摘されるが、社会一般で普及している金融（的手法）との関わりは必ずしも十分に検討されていない。そこで、本研究では、金融（的手法）の活用を含む家計管理の在り方に影響する生活保護の設計の特質を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

(1) **視点** 家計管理の目的的概念として金融ケイパビリティ（金銭や金融に関する知識と行動、その習得・遂行を可能にする機会・環境）を、家計管理の方法として政策アプローチの類型（「危機介入」「収支均衡」「私有資産形成」「矯正」等）を、視点に据えた。

(2) **範囲** 本報告では、2017年度現在における生活保護の制度設計、特に「資産の活用」や「収入認定」の規則等に焦点を置いた。

(3) **論拠** 2017年度の『生活保護手帳』及び『別冊問答集』における各通知の内容を主な根拠とした。必要に応じて過去の『手帳』や『問答集』、『生活と福祉』を参照した。

3. 倫理的配慮

文献研究に関わる「引用」「学会発表」等の本学会研究倫理指針を遵守する。

4. 研究結果

(1) **預貯金** 申請開始時に許容される「手持金」は当該世帯の最低生活費の5割以下である。受給中に容認される「預貯金」は、最低生活において月々の変動に応じる蓄積と自立助長に資する臨時的出費に応じる蓄積に大別される。特に後者については「生活保護

の趣旨目的に反しない」場合は認められるが、大学等の教育費は入学金に限られる等、範囲は限定されている。廃止後は「生活保護の制約は受けない」のでいずれの用途も自由である。なお、廃止時に効果が生じる就労自立給付金事業もある。

(2) 保険 民間保険は生命保険と学資保険の扱いに関する規定が中心であり、特に保険の種類や原資の特徴（保護費か否か等）に応じて保護開始時解約返戻金及び当該返戻金相当額以上の保険金等の扱いが異なる。収入認定対象除外となる場合には自立更生目的の規定と預貯金の規定適用があり細微な違いがある。

(3) 借入 借入の位置づけは一層複雑である。申請開始時に不動産担保貸付が一部で要件化される反面、年金担保貸付利用者や債務返済中の資産保有者は保護利用が制限される。受給中、自立更生に資する貸付等は借入金及び償還金が収入認定除外となり得るが、その貸付の範囲は自立更生目的等に限定され、認定除外の条件は預貯金や保険と一部異なる。

(4) やり繰り 保護費消費自由原則が認められているが、そもそも各扶助の構成や上限額、生活用品を含む「資産」制限のなかで保護費の用途（やり繰り）は枠づけられている。これに加え、被保護者の義務としての儉約や資産申告も厳格化されている。なお、現業員の保護費着服防止のため実施機関は保護費預かりの回避が要請されている。

5. 考察

(1) 断片化 保有・活用し得る金融の扱いは、「活用すべき資産」にみなさない規定と収入認定除外の範囲に含める規定に基づく。保有・活用の条件には調達原資の制限や用途の制約、用途の確認手続き等があり、これらの規則は金融種別ごとに設けられている。他方で、用途や確認手続き等に関する表現や内容の具体性は、各金融手段で共有している部分と異なる部分があり一致していない。同一事業内の断片化とも指摘できる。

(2) 実現可能性 容認される預貯金・保険・借入は、生活保護の趣旨目的に制限されながらも被保護者が望む「自立」の方法を経済的に後押しする可能性がある。しかし、これらの原資は保護費のやり繰りを前提しており、そのやり繰りの実現可能性は被保護者の自助努力や実施機関の指導助言に委ねている。やり繰り可能な原資調達や詳細な規則の理解ができなければ、金融（的手法）は形式的に容認されても実質的には機能し難い。

(2) 特異性 自分自身や家族のライフコースを予期し、利用し得る公的給付と金融サービスの内実を把握・理解し、中長期的な資金需要に応える用意・行為を続けることが合理的な家計管理になる。他方で、被保護者の中長期的な家計管理は、最低生活のなかで原資を自力で調達しながら生活保護の特異で（標準的ではない）詳細な取り決めを学習し、それに則ることで実現する。その過程で要請・獲得される「金融ケイパビリティ」は、保護廃止後の「自立」生活で要請・獲得されるものとは異なる。この特異性を回避するとすれば「収支均衡」型のやり繰りにとどまることになる。

※本研究は科研費（16K17268）の研究成果の一部である。